

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部創造) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 ( ) 一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染区域の指定(水環境課) 二
- 大規模小売店舗の変更に関する告示 (商業支援課) 二
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の告示 ( ) 三
- 草加都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 五
- 富士見都市計画第一土地区画整理事業の変更(市街地整備課) 六
- 富士見都市計画駒林土地区画整

## 告示

- 警ら用無線自動車車載用映像記録システムの貸借に係る一般競争入札の公告(会計課) 六
- 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更 (北本県土) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 八
- 自動車税納税通知書用封筒裏面に掲載する広告の広告主の募集 (税務課) 八
- 埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十四号中訂正 (行田県土) 九

理事業の変更(市街地整備課)

警ら用無線自動車車載用映像記録システムの貸借に係る一般競争入札の公告(会計課)

県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更 (北本県土)

開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

自動車税納税通知書用封筒裏面に掲載する広告の広告主の募集 (税務課)

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十四号中訂正 (行田県土)

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成十九年十一月五日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NPOネットよしかわ

代表者の氏名

名倉 勇

主たる事務所の所在地

埼玉県吉川市保一丁目三十六番地一

定款に記載された目的

この法人は分野を超えたネットワークを生かし、情報を共有し相互に支援し、吉川に関わる人々一人ひとりが担い手として活動する「協働でデザインした地域社会」の実現に向けて活動していくことを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。  
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成十九年十一月六日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人M. G. SPO RTS CLUB

代表者の氏名

増田 功作

主たる事務所の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷九百七番地五

定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、スポーツに関する事業を行い、スポーツ文化の発展、地域の活性化、健康の増進、

埼玉県告示第千六百六十一号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

埼玉県告示第千六百六十二号

生涯スポーツの実施、子どもの健全な 育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成十九年十一月十三日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定する区域

別図のとおり(八潮市大字南川崎字八反野八六七番一の一部、八六八番三の一部及び八六八番四)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称  
テトラクロロエチレン

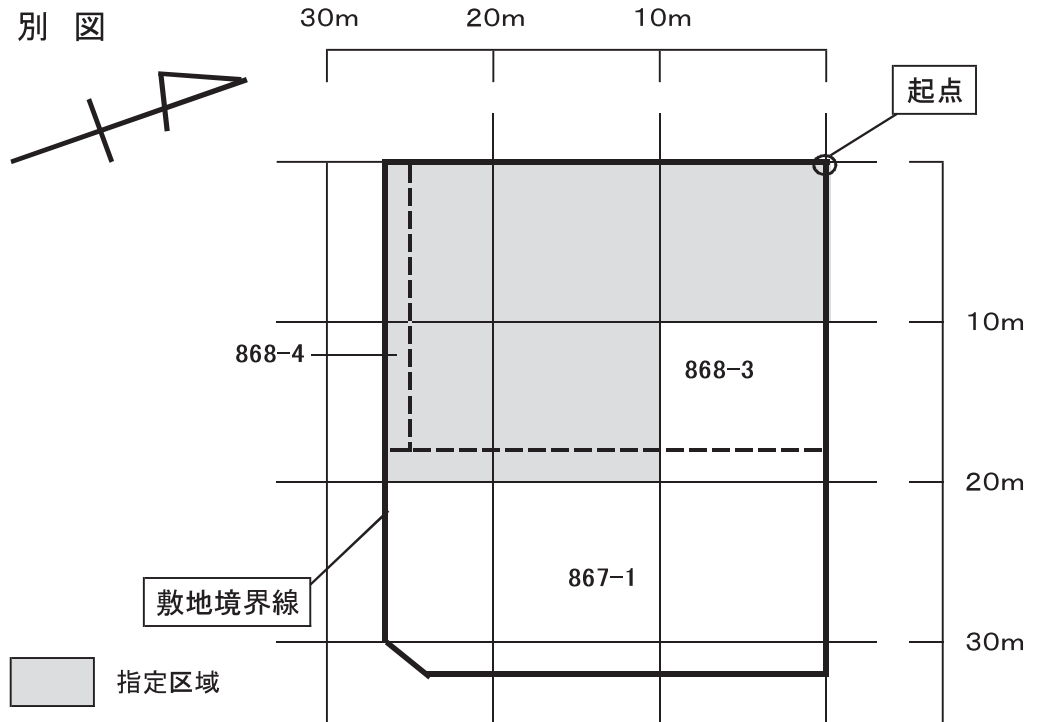
埼玉県告示第千六百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

埼玉県知事 上田 清 司

別 図



起点
起点は、八潮市大字南川崎字八反野868番3の最北端とする。

格子の回転角 20度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

## 一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドイト春日部店  
春日部市南中曾根八百九十五番地一 他
- ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 第一から第五駐車場 位置 図面省略 収容台数 二九八台

(変更後) 第一から第六駐車場 位置 図面省略 収容台数 二九八台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前七時から午後八時

(変更後) 二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第一、二、三、五駐車場 午前六時四十五分から午後八時十五分

(変更後) 第四駐車場 午前六時四十五分から午後八時十五分

(変更後) 第一、二、三、五駐車場 二十四時間

(変更後) 第四駐車場 午前六時から午後十時

(変更後) 第六駐車場 二十四時間

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後七時

(変更後) 午前六時から午後十時

## ハ 変更年月日

平成二十年六月二十六日(大規模小売店舗の施設の配置に関する事項)

平成十九年十一月九日(大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項)

## ニ 届出年月日

平成十九年十月二十五日

## 三 縦覧期間

平成十九年十一月十三日から平成二十年三月十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成十九年十一月十三日から平成二十年三月十三日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第千六百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

## イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イオン越谷レイクタウンショッピングセンター

越谷市越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内

## ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

騒音・振動等・大気汚染防止対策について

等価騒音レベルの予測結果及び夜間騒音レベル予測結果については、環境基本法(第十六条第一項)に基づく「騒音に係る環境基準について」(環境庁告示第六十四号)を満たしているが、時間帯により騒音規制法および越谷市環境

条例に定める騒音の規制基準値を一部満たしていないため、騒音規制法、越谷市環境条例の騒音規制基準値を基に予測を行い、規制基準値を超える場合は対策を講じること。

営業活動に伴う関係車輛及び商品の搬出入車両の騒音・振動、特に荷捌き場

におけるアイドリング、空ふかし等は行わないこと。

関係従業員及び出入り業者等に対し騒音・振動・悪臭防止、アイドリング禁止等の生活環境保全に対する意識教育を行うこと。

空調機、冷却塔、変圧器、ボイラー等により低周波音公害が発生する可能性があるため、これら機器等の設置により低周波音問題が発生した場合は至急に

対策を講じること。

営業活動に伴う関係車輛及び商品の搬出入車両の騒音・振動、特に荷捌き場

におけるアイドリング、空ふかし等は行わないこと。

関係従業員及び出入り業者等に対し騒音・振動・悪臭防止、アイドリング禁止等の生活環境保全に対する意識教育を行うこと。

空調機、冷却塔、変圧器、ボイラー等により低周波音公害が発生する可能性があるため、これら機器等の設置により低周波音問題が発生した場合は至急に

対策を講じること。

対策を講じること。

埼玉県生活環境保全条例による騒音対策について

冷凍車等に対するアイドリング禁止対策として外部電源施設の設置を図ること。

駐車場、荷捌き場等に運転者が見やすい場所に『アイドリングストップ』の看板を設置すること。

埼玉県生活環境保全条例に定める駐車場に対する騒音規制基準値を遵守すること。

拡声器の使用方法及び使用時間を遵守すること。

付近住民からの苦情や生活環境汚染が発生した場合は、これらを真摯に受け止め早急かつ適切な防止対策を講じ、生活環境汚染の除去と再発防止を図ること。

電波障害、光障害対策について

電波障害に対し適切な対策を講じること。

付近住民、通行車両等に障害となる照明、ネオン等は設置しないことと併せ、農作物に対する照明の配慮を講じること。

届出等について

騒音規制法、振動規制法、埼玉県生活環境保全条例、越谷市環境条例等に規定する送風機、冷却塔などの特定施設又は指定施設を設置する場合は所定の期日までに越谷市長あてに届出を行うこと。

騒音規制法・振動規制法に定める特定建設作業又は越谷市環境条例に定める指定建設作業を行なう場合は所定の期日までに越谷市長あてに届出を行うこと。

電気事業法に規定する電気工作物がある場合は、関東経済産業局電力安全課発電室あてに届出を行うこと。

バーナーの燃焼能力が五〇リットル毎時以上又は電熱面積が一〇平方メートル以上のボイラーを設置した場合は大気汚染防止法による特定施設に該当するため越谷市長あてに届出ること。

水質汚濁防止法第二条二項の政令で定める施設で同施行令別表六十六の五又は六十六の六に該当する飲食店を経営する者は同法の規定による届出を越谷市長に行なうこと。

その他、環境関連法令に定める届出を必要とする施設・設備を設けた場合は速やかに届出を行うと共に、小売業者がこれらを設置する場合についても同様

とする。

その他、風水害、雷、地震、地盤沈下等により施設、設備、埋設物の破損、ひび割れなどにより悪臭、水質汚濁、土壌汚染、その他により生活環境に影響することがないように配慮し、テナント入居者にも該当する事案は引継ぎを行うこと。

廃棄物の処理について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令に基づき、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の分別を徹底し、適正に処理すること。またリサイクルボックスの設置、マイバック運動を推進するとともに、雑紙・機密書類も資源化し、ゴミの減量・資源化に努めること。

交通渋滞対策について

吉川橋からの来店経路は、生活道路のため、主要道路へ経路の見直しを行うこと。

東埼玉道路や越谷吉川線等生活道路の交通渋滞を防止するため、来退店車両を円滑に誘導する案内看板の適正かつ継続的な設置に努めるとともに、オープン時、繁忙期、土・日・休日における周辺地域への配慮も含め、交通誘導員の配置に努めること。

越谷レイクタウン特定土地区画整理事業地内の来退店経路については、開業予定時期の供用開始の状況及びJR武蔵野線南側の今後の道路整備の状況に応じた経路の変更等、来退店車両の円滑な誘導に努めること。

入庫車両による待ち行列が公道上に発生しないように、敷地内において発券ブース・ゲートまでの十分な駐車待ちスペースを確保するとともに、車路については、駐車がスムーズにできるよう十分な幅員を確保すること。

隔地駐車場について、具体的な場所、駐車台数を明示すること。また、駅前広場からの無料シャトルバスの実運行計画を明示すること。

駐車場の届出について

駐車場の設置にあたっては、駐車場法第十二条の届出及び埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出を行うこと。

その他

工事の施工にあたっては、土地区画整理事業施行者の独立行政法人都市再生機構と協議すること。

交通安全対策について



自転車利用の円滑化と安全を確保し、駐輪場の管理運営を図ること。  
上空占用については、利用者の安全性・利便性を十分確保し、適正な管理を行うこと、また通路としての目的を尊重し用途以外に供さないこと。

高齢者・障害者などの移動等の安全かつ円滑な通行を考慮すること。また緊急時における避難通路等の確保に努めること。

防犯対策について

店内における万引きや駐輪場における自転車盗難に対する対策を講じること。

自動車内にバッグや貴重品などを置かないよう、また自転車に施錠をするように注意を促す看板を設置すること。

生垣やブロック等で周囲を囲む場合は、見通しが確保できる高さで設置すること。

夜間における敷地内の明るさを確保するよう照明を設置すること。  
防災対策について

緊急時における、食品及び生活用必需品の供給に努めること。

青少年の非行防止について

店舗内、駐車場、店舗周辺が青少年の「たまり場」となり、喫煙、騒音、暴走行為等の問題が生じないように、警備員の巡回を徹底すると共に、青少年の非行防止及び周辺住民の迷惑とならないように配慮すること。

青少年に有害な図書・ビデオ等の区分陳列を行い、児童・生徒に読ませ、販売しないようにすること。

店舗内のゲームコーナー、遊戯施設等の設置に関しては、巡回指導を行い、児童・生徒のトラブル防止に努めること。

登下校時の児童・生徒の交通安全対策及び店舗周辺における不審者対策について十分配慮すること。また、青少年の非行防止、安全対策について警察、学校、PTA等関係者との連絡調整を行うこと。

通学路の安全確保について

B街区の店舗東側・北側の通りは大相模小学校・大相模中学校の通学路に指定され、三百人以上の児童生徒が登下校しており、駐車場の出入り口五ヶ所が通学路に該当している為、工事期間はもとより、開店後もガードマン等を配置し、搬出入車両等に関しては、児童・生徒の登下校時(七時〜八時、十五時〜十六時三十分)を避けるなどの配慮をすること。

三郷・吉川方面からの車での来店者については、平方東京線を極力避けるよう案内看板等で対策を講じること。また案内看板に『通学路』の標示も入れていただきたい。

越谷市まちの整備に関する条例について  
緑化施設整備計画確認書のとおり、開発地内の緑化を実施すること。  
C街区については、条例に基づく駐車場及び駐輪場の設置台数を確保すること。

消防水利について消防署と協議すること。  
商店街対策について

商工会、周辺商店等との連携・協調に努めること。  
就労対策について

地元雇用の促進を図るとともにシルバー人材センター等の活用に努めること。

二 縦覧期間

平成十九年十一月十三日から平成十九年十二月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第千六百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画道路三・四・八号谷塚  
松原線及び三・四・十一号松原団地花栗線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・八号谷塚松原線)  
イ 追加する土地の区域  
草加市松原一丁目及び草加四丁目の各一部  
ロ 削除する土地の区域  
草加市松原一丁目及び草加三丁目の各一部

(三・四・十一号松原団地花栗線)

イ 追加する土地の区域  
草加市松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目及び松原四丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域  
 草加市松原一丁目、松原二丁目、  
 松原三丁目及び松原四丁目の各一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所  
 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉  
 県越谷県土整備事務所及び草加市住宅  
 ・都市計画課

四 縦覧期間  
 平成十九年十一月十三日から平成十  
 九年十一月二十七日まで

埼玉県告示第十六百六十七号

ふじみ野市から富士見都市計画第一土  
 地区画整理事業の変更に係る図書の写し  
 の送付を受けたので、都市計画法（昭和  
 四十三年法律第百号）第二十一条第二項  
 において準用する同法第二十条第二項の

規定により、当該図書の写しを埼玉県都  
 市整備部市街地整備課において縦覧に供  
 する。

平成十九年十一月十三日  
 埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第十六百六十八号

ふじみ野市から富士見都市計画駒林土  
 地区画整理事業の変更に係る図書の写し  
 の送付を受けたので、都市計画法（昭和  
 四十三年法律第百号）第二十一条第二項  
 において準用する同法第二十条第二項の  
 規定により、当該図書の写しを埼玉県都  
 市整備部市街地整備課において縦覧に供  
 する。

平成十九年十一月十三日  
 埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第十六百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
 一般競争入札に付する。  
 平成十九年十一月十三日

埼玉県知事 上田 清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
 警ら用無線自動車車載用映像記録システムの貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
 平成20年3月1日(土)から平成27年2月28日(土)まで。ただし、翌年度

以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場  
 合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。また、入札金額  
 については、履行期間全体の総額を入力すること。なお、落札決定に当たって  
 は、入札書に入力された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算し  
 た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる  
 ものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費  
 税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金  
 額の105分の100に相当する金額を入力すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない  
 者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資  
 格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の賃貸」  
 のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出  
 物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27  
 日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 仕様書に基づき納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合す  
 ることを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
 総務部財務局会計課調度第二係 永島幸雄 電話048-832-0110 内線2244 フ  
 ラクシミリ048-824-4607
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連  
 絡をすること。）。

なお、仕様書は入札終了後すみやかに返納すること。

- (3) 入札書受付期間  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年12月26日(水)午前10時15分まで
- (4) 開札の場所及び日時  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成19年12月26日(水)午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を「埼玉県電子入札共同システム」により平成19年12月19日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Picture Recording System loaded into the Patrol Car

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10: 15 a.m., December 26 2007

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Bureau of Financial Affairs, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Kū, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

区域を次のように変更する。

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

その関係図面は、平成十九年十一月十二日から三十日間埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十号を次のように変更する。

境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月十三日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備考
					九・二〇 一七・六〇	二九〇・〇〇		道路改良工事による。
			上尾市大字上字町谷一八一番地先から同市緑丘三丁目二五番一 地先まで		一一・四〇 一一・三〇			

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百四十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

- 一 平成十九年十一月十三日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
谷口建一  
許可番号  
平成十九年九月十九日

第一九〇〇九二〇号  
二 検査済証番号  
平成十九年十一月七日  
第一九〇一一三三号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡滑川町大字福田字下耕地九一六―の一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東松山市松山町一丁目四番七号セ  
トルハウスA棟二〇二号室  
齋藤 学

二 広告掲載申込書  
税務課で配布する。

〇 税務課広告掲載要綱  
一 趣旨

この基準は、埼玉県(以下「県」という。)が発付する自動車税納税通知書用封筒裏面に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

二 広告の申込み

広告掲載の希望者は税務課所定の広告掲載申込書を県に提出するものとする。

なお、次の業種又は業者の広告は掲載しないものとする。

- (1) 自動車の販売等に関連する業種
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で風俗営業と規定される業種、及び類似の業種
- (3) 消費者金融に係るもの

- (4) たばこ及び酒類に係るもの
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) その他、県が適当でないと認めるもの

三 広告主の決定方法

次の二段階の選定を行い広告主(一団体)を決定する。ただし、(2)による価格が同額である場合はくじにより決定する。

- (1) 広告掲載申込書に記載された広告内容が、自動車税納税通知書用封筒に掲載する広告として適当であるもの
- (2) 前記(1)のうち、広告価格が最も高いもの

四 広告価格

- (1) 広告掲載申込書に記載する広告価格は一五〇万円以上とし、この価格には消費税相当分を含まないものとする。

雑報

平成二十年五月に発付する自動車税の納税通知書の封筒裏面の広告欄に、広告の掲載を希望する団体を募集する。

なお、広告掲載を希望するものは、次の掲載申込期限及び税務課広告掲載要綱

に従い、広告掲載申込書を提出するものとする。

〇 申込期限等


- 一 掲載申込期限  
平成二十年一月十八日(金)



(2) 広告デザイン等の広告作成に要する費用は広告主の負担とする。  
 五 掲載する広告の制限事項  
 次の広告については掲載できないものとする。

- ア 法令等に違反しているもの
- イ 公序良俗に反しているもの又は反する恐れのあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 意見広告
- オ 個人の氏名広告
- カ 県税を滞納している団体等のもの
- キ あたかも県が推奨しているような誤解を与える恐れのあるもの
- ク 私企業の商品、サービス等の広告及び企業イメージの向上を意図した広告
- ケ その他、県の封筒に掲載される広告として適当でないと県が

認めるもの  
 六 表示の義務

- (1) 広告には広告の責任の所在を明瞭に表示しなければならない。
- (2) 広告の上部に縦1.0cm×横3.5cm以上の大きさで「」と表示をしなければならない。

一一五・〇〇メートル  
 正  
 二一六・〇〇メートル

七 広告内容の承認

八 その他  
 広告主は別に定める日までに県に広告原稿の提出をしなければならない。

八 その他  
 広告主は別に定める日までに県に広告原稿の提出をしなければならない。

○ 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
 埼玉県総務部税務課間税担当  
 電話〇四八(八三〇)二六五九

正誤

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十四号(平成十九年九月十四日第九百

十号)中訂正  
 ページ

誤

七 表中

誤

七 表中  
 二七五番二

正

二七六番

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇―(代表)
ウェブサイト	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm